

LEQMO 端末あんしん保証サービス 利用規約

株式会社レキオス

平成 29 年 1 月 27 日版

第1条 (利用規約)

1. 本利用規約は、株式会社レキオス LEQIOS mobile (以下、「LEQMO」といいます) が提供するLEQMO端末あんしん保証サービス (以下「本サービス」といいます) の利用にかかわる一切を適用されます。

2. LEQMOが本規約とは別に発表する本サービスの説明、案内、利用上の注意等は、名目の如何にかかわらず本利用規約の一部を構成するものとします。

3. LEQMOは、ユーザーの了承を得ることなく本利用規約を随時変更することができるものとします。変更後の本利用規約は、LEQMOが本サービスのホームページ上で掲載した時点でユーザーに通知したものとみなし、当架時点より効力が生じるものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約で使用する用語の定義は、個々の条項の中で定義づけられるものを除き、以下のとおりとします。

(1) 顧客: 本サービスの加入契約者

(2) 対象機器: LEQMO・顧客間でLEQIOS mobile利用規約 (以下「LEQMO利用規約」といいます) に同意した際にLEQMOから購入する端末機器をい、本サービスの保証の対象となる機器。但し、電池パック等の付属品は含まないものとする。

(3) 対象製品: 対象機器としてLEQMOが顧客で販売する端末機器の種類

(4) 交換機器: 本サービスにより、対象機器が故障または破損 (以下包括して「故障等」といいます) した場合に、当該対象機器の交換品としてLEQMOが提供する端末機器

(5) リフレッシュ品: 交換機器として提供される端末機器のうち、新品ではないもの

第3条 (本サービスの内容等)

1. 本サービスの概要は、以下のとおりです。

(1) サービス名: LEQMO端末あんしん保証サービス

(2) 申込の制限: 顧客がLEQMO利用規約に同意し、契約が成立すると同時に対象製品の売買契約が成立した場合に限り、当架時点におけるのみ加入申込を受付ける

(3) 保証期間: LEQMOの契約開始日を起算月とする最長36か月間 (期間中の将来に向けた無条件換約あり。契約更新はできません)

※LEQMOのご利用開始日は、LEQMOの契約開始日の属する月となります。LEQMOの契約開始日はSIMカードの契約手続きが完了した翌日となります。

(4) サービス内容: 期間内に当該対象製品以下のいずれかの事由が生じた場合における有償での交換機器の提供

①自然故障

②落下、水濡れその他偶発の事故による対象製品の全損または一部破損

(5) 料金: 月額450円 (税別)

交換機器代: 1回目 5,000円 (税別) 2回目 10,000円 (税別)

3回目以降は交換対象外とする。

違約金: 50,000円

2. LEQMOは、本サービスを提携会社であるSOMPO ワランティ株式会社、ヤマトマルチメンテナンスソリューションズ株式会社と一部業務を委託して運用いたします。

第4条 (保証条件)

1. LEQMOは、当該顧客が本サービス加入中、対象機器以下の各号で定める故障等のいずれかが生じた場合、交換機器をLEQMOの定める金額より提供するものとします。

(1) 自然故障: 当該対象製品の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に従った正常な使用状態の下で発生した故障をいいます。また、消耗、変質、変色、傷、汚損、塗装の剥離等その他類似の症状を含まず、以下同様とします。

(2) 偶発的破損: 落下、水濡れ、その他急激な外因により発生した偶発の事故による対象機器の全損または一部の破損

2. 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するとLEQMOが判断した場合は、保証の対象外、または償還請求の対象とします。

(1) 故障等の原因が以下のいずれかに該当する場合

①当該顧客の不適切な使用または不適切な維持および管理

②当該顧客による喧嘩その他の暴力行為等ユーザーによる社会生活に反する行為

③LEQMOまたはLEQMOの指定する業者以外の者による対象機器の分解、改造、解納等

(2) 故障等の次のいずれかの際に生じた場合

①火災、地震、噴火、津波、洪水、竜巻等の天災

②戦争、内乱、暴動、労働争議、騒じょう、核燃料物質・放射能による汚染、テロリズム行為

③表示装置、パネル及びバックライト等の経年・損傷による劣化

④上記①②③以外の不可抗力

(3) コンピューターウイルス、機器に格納されたソフトウェアのバグ、ソフトウェアのインストールによる障害を起因する場合

(4) 紛失または盗難、国その他公的機関による没収、差押による場合等、当該顧客の手元で故障した対象機器がない場合

(5) 当該故障等が保証期間外で発生した場合

(6) 本サービス以外の保険または保証を用いて、修理または補償が可能の場合

(7) 当該故障等が日本国外で発生した場合

(8) ユーザーの申告による故障原因がLEQMOにより再現確認ができない場合

(9) メーカーまたはメーカーが指定する方法以外にて修理、改造、一部機器の交換等の行為がなされたことが認めるとLEQMOが判断した場合

第5条 (交換機器)

1. 本サービスによりLEQMOが顧客に提供する交換機器は、原則として対象機器と同一機種および同一色のものとします。ただし、対象機器と同一機種または同一色の機器の製造中止等の理由により調査困難な場合、対象機器と同等級かそれ以上の機能を有するとLEQMOが判断する機種または色の交換機とします。

2. 交換機器が搭載されるオペレーティングシステムのバージョンは、事故発生時で当該対象機器が搭載されていたオペレーティングシステムのバージョンと異なる場合があります。

3. 交換機器は、新品とリフレッシュ品があります。LEQMOは交換機器の提供の際、任意のオプションを提供するかを選択できるものとし、顧客はこれに対し異議を述べないものとします。

第6条 (本サービス契約の成立)

1. 本サービス契約は、顧客がLEQMOの定める手続きに沿って加入を申込み、LEQMOがこれを承諾したときに成立します。
2. LEQMOは、当該顧客との間でLEQMOサービス規約の締結を承諾しなかった場合、本サービス契約の申込みを承諾しないことがあります。

第7条 (交換請求)

顧客は、対象機器について故障等が発生した場合、かかる発生の日を起算点として30日以内に、電話より当該対象機器について故障等があったことをLEQMOに報告し、機器を交換機器と交換することを請求するものとします。

第8条 (交換機器の引渡)

1. LEQMOが前条請求を承諾した場合、当該顧客の登録住所に、LEQMO所定の配送業者により交換端末を配送します。かかる配送の完了をもって、LEQMOの交換機の引渡が完了したものとします。
2. 前項より引渡の完了した交換機器の所有権は、当該顧客が交換機器の支払いを完了した時点をもって、その本サービス会員に帰属します。ただし、対象機器が清掃により購入していた場合、当該清掃の支払いが完了するまでの間、交換機器の所有権は、清掃業者の専断先である当出社にあります。
3. 顧客が引き渡された交換機器についての製造元による保証期間は、当該交換機器が引渡された時点で終了するものとし、顧客は予め承諾します。
4. 顧客の不在または登録住所の誤り等により、LEQMOが別途定める期間内で交換機器を顧客への引渡が完了しない場合、LEQMOは、当該顧客が交換機器の受領を拒否したものとみなします。これにより、前条交換請求がなかったものとなるほか、LEQMOは、これまでの配送行為にかかった損害について、当該顧客の賠償を請求できるものとします。
5. 当社都合により、交換機器の提供が先んじて、返却対象となる登録通話端末を当該指定の場所へ送りいただくようお求めする場合があります。この場合には、返却対象となる登録通話端末が当該指定の場所へ届いたことを確認した後、交換機器をお届けいたします。

第9条 (交換機器の返品)

1. 顧客は、前条より引渡を受けた交換機器について、遅滞なく検品するものとします。当該交換機器について商品傷、配送中の破損および汚損等、LEQMOの責に帰すべき事由により瑕疵がある場合、LEQMOにて交換機器の返品および代替品の請求を行うことができます。なお、この場合、顧客は、交換機器を受領した日から起算して14日以内にLEQMO所定の電話番号で返品する旨を連絡するものとします。
2. 顧客が交換機器の返品を行う場合、LEQMOが別途定める方法に沿う必要があります。かかる返品に要する送料はLEQMOが負担します。
3. LEQMOは交換機器の返品を受けた場合、代替品を前条で準じて顧客に引渡します。
4. 14日経過後動作不良に関するお問い合わせを受けた場合については、保証が失効している場合での無償による交換対応は出来ません。

第10条 (交換後の対象機器)

1. 顧客が交換機器を受領した時点で、当該対象機器の所有権は顧客からLEQMOに帰属するものとなります。顧客は、故障等を起こし交換の対象となった対象機器を、原則として当該交換機器と引換にLEQMOに引渡すものとします。

2. 前項の規定にかかわらず、顧客が交換機器の受領後、対象機器と交換機器との間のデータ移行作業等を目的として、当該対象機器を留保することができるものとします。ただし、この場合であっても交換受領から10日以内にLEQMO所定の方法により、当該対象機器をLEQMO指定の場所に送付しない限りなりません。上記期間を経過しても顧客が当該対象機器をLEQMOに引き渡さない場合、LEQMOは当該顧客に対し別途定める違約金を請求できるものとします。

3. 前項送付の際し、顧客が当該対象機器その他LEQMOの指定する物品等以外のものを同梱した場合であっても、LEQMOは当該同梱物の返却義務を負いません。

4. 第2項所定のデータ移行作業を行うか否かに関わらず、顧客は、対象機器の引き渡しに先立ち返却対象となる対象機器が格納または記載された一切のデータ（電子メールデータ、画像データ、動画データ、音源データ、アプリケーションデータその他一切のデータを含みます。ただし、初期状態で機器にインストールされているアプリケーション、保存されているデータを除きます。）を全て消去しない限りなりません。LEQMOは、受領した対象機器にデータが格納または記載されていた場合であっても、そのデータに関して発生し得る損害について、一切責任を負いません。

第11条 (交換の取消)

LEQMOは、前項より受領した対象機器の確認をとって、当該対象機器に生じた故障等が第4条第2項所定の保証除外事由に該当すると判断した場合は、当該交換を取り消すことができるものとします。この場合、受領した対象機器を当該顧客に返渡し、LEQMOが提供した交換機器の返却を求めることができるものとします。顧客は、LEQMOから返却の要求があった場合、すみやかにこれに応じない限りなりません。かかる返送および返却に要する送料、その他作業関連の諸費用は、当該顧客の負担とします。

第12条 (支払に関する諸条件)

料金等の支払方法その他支払に関する諸条件は、LEQMO利用規約で定めるところによります。

第13条 (契約の解除等)

1. LEQMOは顧客が本サービス利用規約、LEQMO利用規約等の解除事由に該当した場合、当該規定に基づき本サービス契約を解除する事ができます。
2. 前項解除権の行使は、LEQMOから当該顧客に対する損害賠償の請求を妨げるものではありません。
3. 本条第1項より本サービス契約が解除された場合、顧客は、当該時点でLEQMOに対して負担する本サービスの利用に際する一切の債務（本サービス利用規約、LEQMO利用規約に基づく債務を限定されません。）につき当然に期限利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに現金一括でLEQMOに支払う必要があります。

第14条 (顧客による本サービス契約の解除)

1. 顧客が本サービス契約を解除しようとするときは、LEQMO所定の方法によりその旨をLEQMOに通知します。この場合、本サービス会員からLEQMOに対してかかる通知があった日をもって、本サービス契約が解除となります。ただし、申告のあった当月における月額費用の返金は行いません。
2. 顧客はLEQMOサービスを解除したときは、同時に本サービス契約も当該月をもって終了となります。

(附則)

本サービス利用規約は平成29年1月27日から施行実施します。